

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成22年11月17日（水）

担当課：こども部 保育家庭課

件 名：ファミリーサポートセンター事業の実施について		
提出理由：仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援機能強化のための環境整備を図りたため。		
内 容：		
1 背 景		
・共働き世帯等による保育需要の増加と多様化に対し、保育所などの施設による現行の支援体制のみでは受け入れ可能な人数や支援内容に限りがあり、仕事と子育ての両立を可能とする環境の整備と充実が求められている。 ・また、子育てに負担感を持つ保護者が増加しており、子育て支援策の充実は児童虐待予防策としての効果も期待されている。 ・平成21年1月に本市が実施した「子育てに関するニーズ調査」においても、多くの市民が子育て経験者等による家庭での保育サービスを希望しているという結果を得ている。		
2 本市の状況		
・本市においては、ファミリーサポートセンター事業の類似事業である市民提案型協働事業の「子育てサポート事業」を平成16年度から実施している。 ・協働事業の実施にあたっては、平成19年度からはファミリーサポートセンター事業へ移行することを前提としていたが、予算措置等の理由によって実現せず、市と実施団体で協議を重ねた結果、現在に至るまで協働事業を継続している。 ・しかしながら、協働事業としての性質上、事業運営は実施団体のボランティア的行為に依存する傾向が強く、必要なマンパワーの確保が困難な状況となっている。		
*ファミリーサポートセンター事業とは、「子育てに援助を受けたい者」と「子育て家庭に援助を行いたい者」との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。国の次世代育成支援対策交付金対象事業。 なお、県内19市中、17市が実施している。		
3 事業の内容		
(1)センターの業務等		
・実施主体を市として、業務委託契約により受託者が事業運営にあたる。 ・「子育てに援助を受けたい者」と「子育て家庭に援助を行いたい者」を会員とする組織を設立し、アドバイザーが相互援助活動の連絡調整等を行う。		
(2)援助を受ける対象者		
生後3か月から小学校3年生（障がい児は小学校6年生）までの児童等の保護者		
(3)援助を行う者		
育児に理解と熱意がある者で、あらかじめ援助活動に関する養成講座を受講したもの		
(4)主な援助内容		
・保育施設等までの児童等の送迎 ・冠婚葬祭等の理由による児童等の一時預かり		
(5)必要経費		
※満年度ベース（平成24年度以降）		
	内 容	金 額
①	アドバイザー人件費	3,997,440
②	諸経費	1,400,000
③	講習会等	150,000
④	光熱水費	360,000
⑤	賃借料	960,000
合 計		6,867,440
※平成23年度については、 6,867,440円×6/12月（10月～3月） ＝3,433,720円		
(6)実施時期		
平成23年10月から		
※現行の協働事業については、平成23年9月末をもって終了とする。		
今後の予定		
H12.9	NPO法人チャイルドケアによる類似事業の単独開始	H23. 3 事業実施要綱制定
H16.4	NPO法人チャイルドケアとの協働事業を開始	H23. 4 入札選考委員会
		H23. 5 委託事業者の公募（6月選考）
		H23.10 事業開始